

令和3年度 第5回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和4年2月3日（木）午後2時～2時33分  
場 所 犬山市役所 2階204会議室  
出席者 長野委員、日比野委員、榊原委員、舟橋委員、  
桑原委員、吉田委員、原委員、  
玉置委員、岡 委員、久世委員、丸山委員  
事務局 高木健康福祉部長、河合保険年金課長、  
舟橋保険年金課課長補佐、  
保浦保険年金課統括主査

◆議事

（ 開 会 ）

久世会長

本日は委員13名のうち出席委員は11名で犬山市国民健康保険運営協議会規則第5条の会議成立要件を満たしています。議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。被保険者代表の榊原委員さん、保険医・薬剤師代表の吉田委員さん、よろしくお願ひいたします。では、議題に入りたいと思います。

まず議題1、答申と建議書について、私から当日の状況などについてご報告したいと思います。資料の中にある答申をご覧いただきまして、ほとんど確認していただいたような内容です。そんなに変わっておらず、苦渋の決断で上げざるをえないけども、いろいろと、9.5%上げざるをえなくなってしまうということと、賦課限度額は現行法で基準に達しているの据え置きとするというようなことです。今後もちよっと継続的に議論をしていかなければいけないということが書かれています。市長としても、この答申のとおりにはやっていただけるといけないかなというようなことでした。

もう一つ建議書の方をご覧いただきまして、建議書も以前から議論していたように、ちよっともう市町村の方では何ともできないような状況になってきていると。社会のセーフティネットの制度として、もっと国にや県にも支援をいただきたいというようなことが書かれています。市長の方も、趣旨は理解していただいて、市長会にこれを上げていただけるということでした。ただ市長会が段階を踏んでいかなきゃいけないというところで、尾張西地区とか愛知県の市長会でそれから全国の市長会に上げていくということなんで、6月ぐらいになるではないかなというようなことでしたけども、市長としてもほとんどこの趣旨には賛同していただけるんじゃないかなということでした。副会長から補足ありましたら。

玉置委員

はい。我々もやっぱり1年間、いろんな議論をしながら上げざるをえないということは皆さんもご了解いただいたけども、やはりこのコロナ禍の中で市民の方に負担をやっぱり大きく強いるっていうのは、我々として本当に苦しいところですが、それを国や県などがもう少し理解していただきたいなということでこの建議書になってると思いますので、何らかいい形で、答えが返ってくるというふうに感じました。以上です。

久世会長  
岡委員

では、今の報告に対して、質問等ありましたらお願いします。

ちょっと質問ということではないんですけど、とりわけ建議書の精神ってのは私も非常に大事だと思っていて、今後議会全体、議員一人ひとりで言うところと正直言って強弱があるんです。この建議書の精神に対して、本当にその通りだっていえる人とあんまり国や県に言っていくのはなあという人と、正直言ってみるのは事実なもんですから、ぜひ犬山市議会全体がこの建議書の精神で、本当に国や県に変えていかないかんぜっていうことを強く、皆が思うような働きかけを我々もしますけれども、皆さんにもお願いしたいなというふうに思っています。

もう一つ、日本語が二重敬語っていうのはやめていますので、「市長様」ではなくて答申のようにしないと、文章としてやっぱり二重敬語ってのはよろしくないもんですから。「犬山市長山田拓郎様」はOKなんですけども、「犬山市市長様」はまずいので、その辺は事務局も的確なアドバイスをさせていただきたいというふうに思います。以上です。

久世会長  
河合課長

ありがとうございます。

せっかくですのでご報告です。先週秘書から連絡がございまして、第1番目の西尾張ブロック市長会議というのがオンライン会議で開かれまして、私どもの市長の方から議題として、今の趣旨の議案を上げましたということでございました。最終的には先ほど会長からお話があったとおり、来年度になると思いますが、議決すれば順番に上がっていくというところでございます。

久世会長

他にご意見ありましたら。ご質問ございませんか。はい。大丈夫ですかね。はい。では、議題1を終わりました、次に議題2、愛知県の本算定の結果について、今年1月20日に行われた会議の結果の報告を事務局からお願いします。

舟橋課長補  
佐

はい。1月20日に愛知県国民健康保険主管課長会議で令和4年度事業納付金の本算定結果が示される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受け書面会議となりました。これに先立ちまして本算定の金額が資料として送付されましたので、これに基づき作成したものが資料1になります。

前回の運協では仮算定時の数値に基づいてお話をさせていただきました。県への事業費納付金が大幅に上がり、それを賄うために基金を投入しつつ国保税も上げていかなければならないという結論となり、国保税を全体として9.5%引き上げるという答申となりました。同時にこのような国保財政運営に一石を投じるため、市へ建議書を提出し国や県への国民健康保険財政支援の強化を要望したということは今お話があったとおりです。

一方、県の動きとしては、仮算定で示された数値に対し県内各市町村が反発し、県として保有している基金の目的外の投入や剰余金の投入を求めたため、剰余金を全部投入した場合の試算などを示し、市町村に意見を求めました。結果は剰余金を全額投入すべきという意見が大勢を占め、県は剰余金を全額投入することとなり、その結果が今回示された本算定数値に反映されているということをご理解いただきたいと思います。

資料1をご覧ください。仮算定から大きく変わった点が2点あります。まず県全体の必要額の計算で、①の県全体の保険給付費必要額推計では、診療報酬改定が全体で0.94%引き下げられたことにより、仮算定では2,614億5,110万6,531円であったものが2,587億7,590万761円となり、26億7,520万5,770円の減少となりました。また④昨年度以前の剰余金充当額は仮算定では52億3,190万8,000円でしたが、本算定では全額の84億5,689万8,000円となり32億2,499万円多く充当

されることになりました。結果、⑩犬山市の県への納付金額は仮算定では18億8,813万3,896円であったものが、本算定では18億2,958万2,428円となり5,855万1,468円少なくなりました。全体として約5,800万円少なくなり、一人あたりの納付金負担額も4,408円少なくなり13万7,739円になりました。令和4年度当初予算の事業費納付金としては、この金額を支払える額で計上しておりますので特に変更はございません。説明は以上です。

久世会長  
玉置委員  
久世会長  
玉置委員

はい。今の説明に対してご意見、ご質問ございませんか。

はい。

はい、玉置委員。

数値見て分かるように、仮算定から、本算定は県が全部剰余金を吐き出したってということもあって、若干減ったっていうか、犬山市の負担が少なくなった部分はあるんで、それで来年多分うち上がった分の残りという剰余金が少し残るのかなというような気はしますが、そういう考え方でいいですか。繰り越しが残る。

舟橋課長補佐  
玉置委員  
舟橋課長補佐

繰り越しが残るというか、余力ができる。

余力ができる。

ただ、まだ保険税の水準が低いものですから、今回は9.5%上げさせていただいて、ちょっと全体の財政状況を見ながら来年少し、平均的に9.5%ずつ上げていくようなイメージではおりますけれども、もしそのところで少しでも、還元できるのであれば考えていきたいと思います。

玉置委員  
久世会長  
舟橋課長補佐

はい。

県は剰余金をこれで吐き出しちゃったということですよ。

そうですね。もう5年度以降に投入すべき財源がないですから、今後事業納付金がまた上がったりすると、県としては非常に困った状況になるかもしれません。

久世会長

逆に来年度以降取っておかなきゃいけないからちょっと余分に上げますってこともあり得るわけですか。

河合課長

一応算定方法が決まっていますので、そういうさじ加減はできないようになっています。さじ加減があれば、今年ちょっと高過ぎから少しまけておいてあげようかというのがあるのですが、それはできないということです。

玉置委員

結局、県がお金を持たないというか、基金みたいなやつは多分もたないと思うんですよ。犬山市の場合は基金を持って、そこで激変緩和のためにうまく調整をしてきた部分等々があったと。その辺、県の考え方ってきかれましたか。

河合課長

現状は、市のような基金はありません、愛知県は基金という名前のものは一つありますが、それは市町村が困ったときに貸し付ける基金になりますので、市が持っているような意味での基金は現状ありません。今回のようなことがありましたので作りたいという希望が愛知県にはありますが、剰余金がないと積み立てられないということでした。関連ですが、先ほどの国への要望の中で、具体的に市長に言っていたのは、都道府県が我々市町村のような基金を創設できるように、その原資の一部を都道府県に配って欲しいということです。

玉置委員  
久世会長

可能性があれば、できる。可能性はゼロじゃない。ありがとうございます。

外にあれば。剰余金ってのはそもそもなんでできたんです。制度改正があつて。

河合課長

おそらくですが、納付金の算定額はもう決まってくると思いますが、それと実際に使った皆さんの医療費の差があると。

久世会長

見込みとの違い。

河合課長

それにすぎないと思います。ちょっと最初の時なので国の例えば係数とか、最初だけ甘かったとかそういうような事情があるかないかまではちょっと把握ができませんが、制度開始時は少し緩かったのかなという気もします。例年少しずつ余剰はあったのですが、本年度が全然ない状況で、この間お話したとおりで、それは多分3年度の納付金は先ほどの算定式でいくと、2年度のコロナ禍で、愛知県データの給付費が少なかったもので、それをベースに計算をしたら低く出ており、その結果を今年度納めています、やっぱり足りないというような状況が生じています。このため、県の剰余金が今後積極的に生まれてくるのかというと非常に厳しい状況です。そうした事情もあり、今回せっかく答申で決定後、厳しい中で上げさせていただくので、来年度以降のためにここは頑張りどころかなと。

久世会長

やっぱりポイントは多分来年度以降がどうなるかというところだと思うんですけど楽観視できないということです。できるだけ下げているにもなかなか読めないということですかね。はい、ご意見ございますでしょうか。大丈夫ですかね。はい。では、議題2を終了とさせていただきます。その他、事務局から報告があるようなので、お願いいたします。

河合課長

はい。そうしましたら、12月の終わりに自民党が税制改正の大綱を出しまして、1月になりますと税制改正が大体固まる、大綱が出るということで、国保分について、決まったことをお知らせしたいと思います。

先ほどありましたが賦課限度額につきましては、今回は据え置きでしたが、来年度、4年度については、引き上げをしますということです。基礎課税ですね、医療分が2万円上がって後期が1万円上がりますので、合計で3万円の値上げを予定していて、おそらく、今年度末に地方税法の改正がされて可決をされると思います。

法案としては4月1日施行ですので、我々は今回上げないと決めましたので、また、現行とは乖離が生じることとなります。議論の中であったと思いますが、限度額があるために中間の所得を持っている方たちにしわ寄せが、負担が高いということはあるので、できるだけ早く賦課限度額は上げていった方がいいかどうかについて、次回の委員さんたちともまた協議はしていかないのかなというふうには思います。実際には大きい市は、議会との関係もありますが専決といって、こちらの方でもう条例を改正してしまっただけで後から議会にご報告するというやり方をしているところもありますし、頑張って臨時市議会を開いてすぐに4月とかに上げるというところは一宮市とか江南市や大口町がこの辺ではやっています。

今回の今の委員さんの中ではもうコンセンサスを取得して1年遅れが決まっていますが、次回以降また協議する必要性はあるのかなというふうには感じています。ここには書いていませんが、例年行われていました皆さんの低所得の方の軽減については、コロナ禍の中でいろいろ情報がそろわないという理由のようですが見送りになりました。いつも範囲が5,000円とか1万円とか小刻みに拡大をしていましたが、今回それらの記述はございませんでした。報告は以上です。

久世会長

はい。ただいま説明に対してご意見ご質問ありましたらお願いします。

玉置委員

僕も専決で、4月1日以降、江南市、一宮市は賦課限度額に対して臨時議会を開いて上げてるっていうことは、すいません、ちょっと分かってなかったんですけど。当市はこの委員の中で決めたんでしたっけ上げないって。

河合課長

上げないということではなくて。

久世会長

大体1年遅れになっていく。国が決めて、次の年度に1年かけて議論して、議論を省略して、そのまま上げていくかどうかということ。

河合課長

運営協議会の3回目と4回目で議論をして、基本的には賦課限度額というのは、さっき申し上げたような意味合いがあるので、上げていかなければならないという認識では一致しているが、当局側がすぐ上げるのではなくて、一旦バウンドで、必ず運営協議会で話をしてからにしようというご意見でしたので、現行のこの委員のメンバーの間は、1年遅れという形にしようということが決まったのでそれにしがっています。

玉置委員

はい、ありがとうございます。

久世会長

他にご意見、ご質問よろしいでしょうか。次年度の協議会という場で議論してもらおうということですね。

河合課長

そうです。はい。

久世会長

はい。これで本日の議題はすべて終了とさせていただきます。今回をもって、今年度の運営協議会は最後となりました。ご協力本当に皆様ありがとうございました。これで閉会とします。

( 閉 会 )

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

\_\_\_\_\_(原本に 久世 高裕 署名)\_\_\_\_\_

署名

\_\_\_\_\_(原本に 吉田 典正 署名)\_\_\_\_\_

署名

\_\_\_\_\_(原本に 榊原 典子 署名)\_\_\_\_\_